

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請について (法人の場合)

概 要	(特別管理) 産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする事業者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事 (又は政令で定める市※1の長) の許可を受けなければなりません。 また、その許可は原則5年ごとに更新を受けなければ失効してしまいます。 なお、事業の範囲を変更する際にも許可を受ける必要があります。				
申 請 先	収集または運搬を行う事業場を所管する保健福祉環境事務所※2				
申 請 部 数	申請書2部 (正1副1) ※3				
手 数 料 (県領収証紙) ※4	新規許可申請 81,000円 (特別管理収集運搬業81,000円) 更新許可申請 73,000円 ( " 74,000円) 変更許可申請 71,000円 ( " 72,000円)				
	提出書類	様式等	新規	更新	変更
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (新規・更新時) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	省令様式第六号 省令様式第十二号	○	○	
	産業廃棄物収集業の事業範囲変更許可申請書 (変更時) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	省令様式第十号 省令様式第十六号			○
2	事業計画の概要を記載した書類	省令様式第六号の二 (第1面～第5面)	○	○ ※5	△ ※6
3	運搬車、運搬容器または運搬船の写真	省令様式第六号の二 (第6面～第7面)	○	○ ※5	△ ※6
4	事業場 (車庫) の平面図及び周辺見取図 船舶による収集運搬の場合は、運搬港 (岸壁) の見取図		○	○ ※5	△ ※6
5	車庫及び車両等の所有権又は使用権限を証する書類 車両…自動車検査証記録事項※7 船舶…船舶検査証の写し、船舶国籍証の写し、三面図 事業場…土地の登記事項証明書 ※借用の場合は賃貸契約書の写し等を添付すること。		○	○ ※5	△ ※6
	6	産業廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類	適切な講習会修了証の写し※8	○	○
7	当該事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類	省令様式第六号の二 (第8面)	○	○	○
8	直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		○	○ ※9	○ ※9
	直前3年の法人税額及び納付済額を証する書類	納税証明書※10	○	○ ※9	○ ※9
9	定款又は寄付行為※11		○	○ ※9	○ ※9
	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※11		○	○	○
10	欠格事由に該当しない旨の誓約書	省令様式第六号の二 (第10面)	○	○	○
11	役員 (相談役、顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人※12の住民票 ((本籍 (外国人の場合は、国籍等) 記載、個人番号不記載) 法人の場合…法人の登記事項証明書)		○ ※15	○ ※15	○ ※15
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) ※13 又は医師の診断書等※14		○ ※15	○ ※15	○ ※15
12	当該申請に係る既存の許可証の写し (更新・変更時)			○	○

※ 申請又は届出の際には、必ず事前に管轄の保健福祉環境事務所に相談してください。

## 留意事項

- ※1 本県では、北九州市、福岡市及び久留米市が該当します。
- ※2 次の優先順位に従ってください。
  - 1 産業廃棄物処分業を所管する保健福祉環境事務所
  - 2 積替保管施設が所在する保健福祉環境事務所
  - 3 主たる事務所（契約書、マニフェスト等関係書類が保管されている事務所）又は駐車場が所在する保健福祉環境事務所
  - 4 主な排出事業場が所在する保健福祉環境事務所
  - 5 主な搬入先が所在する保健福祉環境事務所
- ※3 複数の保健福祉環境事務所の管轄区域に積替え保管場所がある場合は、関係保健福祉環境事務所分の副本も必要になります。
- ※4 県領収証紙は保健福祉環境事務所内でも購入することができます。
- ※5 本県では、適正な許可業務のために法第18条の規定に基づく報告徴収として提出を求めています。優良認定を受けている方に対しても同様の取扱いとしております。  
また、上記書類や図面のほかに許可の判断に必要な書類や図面を求めることがあります。
- ※6 変更がない場合は、添付を省略することができます。（優良認定を受けている方に対しても同様の取扱いとしております。）
- ※7 車検証が電子化されていない車両については、車検証の写しを提出してください。
- ※8 本県では、講習会修了証の有効期間について次のとおり取り扱っています。  
なお、原本照合を行いますので、申請の際には原本を持参してください。  
新規講習会修了証・・・5年  
更新講習会修了証・・・2年  
ただし、変更許可の際には、直近の許可申請時に有効な修了証の添付で構いません。
- ※9 本県では、適正な許可業務のために優良認定を受けている方に対しても法第18条の規定に基づく報告徴収として提出を求めています。
- ※10 税務署が発行する納税証明書（その1）を提出してください。
- ※11 定款及び登記事項証明書の事業目的に産業廃棄物収集運搬（処理）業務が明記されている必要があります。
- ※12 使用人に関する報告書を提出してください。
- ※13 法務局が発行する登記されていないことの証明書を提出してください。
- ※14 医師の診断書等とは、精神の機能の障害がないこと又は産業廃棄物処理業務において必要な認知、判断及び意思疎通を適切にできることを証する書類のことです。
- ※15 先行許可証を提出する場合は、添付を省略することができます。  
その場合は、先行許可証の原本照合を行いますので、原本を持参してください。
- ※ 官公庁証明書類については、発行日から3ヶ月以内の原本を提出してください。
- ※ 許可証の郵送を希望する方は申請時に「レターパックプラス」を同封してください。
- ※ PCB廃棄物に係る許可申請については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を参考に書類を作成してください。  
なお、各ガイドラインに適合しているか事前に確認を行いますので、保健福祉環境事務所に相談してください。